

紀美野町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
紀美野町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・ 5～8
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ 9

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保することで、教育職員の働きやすさと働きがいの両立、自ら学ぶ時間の確保を行い、子ども達によりよい教育を行うために不可欠な取組です。

本計画は、紀美野町長期総合計画の理念を踏まえ、教育職員がよりいっそうの授業改善や児童生徒へのきめ細やかな支援に取り組むことを目的としています。

紀美野町教育委員会は学校と連携し、本計画に示した校務の効率化や業務の精選を行い、教育職員が健康に、働きがいを感じながら、子ども達と向き合う時間、子ども達の学びの充実に取り組む時間の確保を目指します。

## (2) 本町の現状

本町では、定期的に教育職員の在校時間や、業務内容を把握しながら、教育職員の在校等時間の縮減を働きかけてきた。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均※1	月45時間を上回る割合※2	月80時間を上回る割合※3
小学校	月32時間	23%	1%
中学校	月31時間	17%	2%

- 令和6年度の時間外在校等時間の「年平均」が、小学校で月32時間、中学校で月31時間である。また小学校・中学校ともに、授業準備や部活動等により土日祝日等に出勤している現状がある。
- 令和6年度の時間外在校等時間の「月45時間を上回る割合」が、小学校で23%、中学校で17%となっており、文部科学省が示す目標(1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする)を達成していない。

以上の結果から、校務の精選・業務の効率化を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

※1 年平均＝各教育職員の時間外在校時間の年平均の総和/教育職員数

※2 全教育職員の月45時間以上の時間外在校時間となっている月数/全教育職員が勤務した月数×100

※3 全教育職員の月80時間以上の時間外在校時間となっている月数/全教育職員が勤務した月数×100

## 2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

### (1)時間外在校等時間に関する目標

- ・ 年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

### (2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【14日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【11%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を75以下とする。  
(全国平均100)【R6結果 79】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### 【1】「業務の3分類」<sup>※4</sup>を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### (1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直し(7時45分以降の登校)を推進する。
- ・ 地域ボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### (2) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、紀美野町青少年センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### (3) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・ 給食費の公会計化、教材費集金等のキャッシュレス化を継続するとともに、他の徴収金の徴収・管理についても、公会計化等を検討する。

##### (4) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整(「3分類」④関係)

- ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進委員等が中心となって行う。
- ・ 地域学校協働活動推進委員等と学校との連絡調整については、管理職に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行う。

---

<sup>※4</sup> 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に示された「学校と教師の業務の3分類」のこと

**(5)保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応  
（「3分類」⑤関係）**

- ・ 町長部局とも連携しつつ、紀美野町教育課を苦情等に直接対応する相談窓口とする。  
また、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

**イ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

**(6)調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）**

- ・ 学校に発出される調査の精選を行い、回答に係る事務負担を軽減する。

**(7)学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）**

- ・ 事務職員、ICT教育支援員等の参画を図り、作成・管理に係る事務負担を軽減しつつ、  
学校の実情に応じ、広報資料・ウェブサイトの在り方について検討していく。

**(8)ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）**

- ・ 教育委員会と連携を図りながら、事務職員、ICT教育支援員等が中心となって行いつつ、  
民間事業者への委託を検討する。

**(9)学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）**

- ・ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理については、教育委員会が中心となって管理する。

**(10)校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）**

- ・ 教職員間の役割分担を見直し、管理職等の一定の教職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

**(11)児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）**

- ・ 学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校職員の輪番や役割分担、  
学校教育支援員、教員業務支援員の積極的な活用等により負担軽減を図る。

**(12)校内清掃（「3分類」⑫関係）**

- ・ 学校の実情に応じ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を検討する。

**(13)部活動（「3分類」⑬関係）**

- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を促進する。  
・ 学校の実情に応じ、学校部活動数や、活動時間の検討を行う。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### (14)給食の時間における対応(「3分類」⑭関係)

- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任が中心となって行う。
- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階やアレルギー等の実態をふまえつつ、緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、輪番制等の負担軽減を促進する。

### (15)授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・ 授業準備や片付け等を補助する教員業務支援員の全校配置を目指す。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### (16)学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

- ・ 学校行事実施に係る日程調整、物品の準備等については、教育職員と事務職員、教員業務支援員等の役割分担を見直すとともに、協働を促進する。

### (17)進路指導の準備(「3分類」⑱関係)

- ・ 生徒の卒業後の進路に関する情報収集等について、教育職員と事務職員、教員業務支援員等の役割分担を見直すとともに、協働を促進する。

### (18)支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に重点を置き、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 令和8年度中に教育支援センターの開設を目指し、学校と連携しながら支援が必要な児童生徒に関わる体制を構築する。

## 【 2 】学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 学校行事の在り方、目的等を見直し、精選・効率化を図る。
- ・ デジタル技術の活用により、教職員間の情報共有や採点業務・成績処理などの校務を効率化する。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の全校設置の必要性について検討する。

## 【 3 】教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推進する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 町内すべての学校において、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口(紀美野町教育課)を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和8年度中に、学校におけるノー残業デーを月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間程度の一斉学校閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。